共同住宅等の建築等に伴う協議 に関する手引き (共同住宅等・3,000 m<sup>2</sup>以上)

# 目 次

はし	じめに			1
Ι	対象	東建築行為	為等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1	共同住宅	老及び寄宿舎を新築する行為又は用途を変更して共同住宅又は寄宿	
	쇧	きとする行	行為	2
	2	開発事	業に該当しない 3,000 m以上の土地に建築物を建築する行為	2
П	手約	売等につい	,TT	2
	1	協議書の	の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	計画の	公開及び説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		(1) ‡	票識の設置及び届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		(2)	計画の説明及び届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	3	覚書の	交換 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
	4	手続の沿	<b>荒れ図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	7
		① 共	司住宅等の建築に伴う協議手続の流れ図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		② 共	司住宅等協議+中高層協議の手続の流れ図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
Ш	技術	<b>ゔ基準・・</b>		9
	1	共同住宅	<b>宅等の建築に伴う公共・公益施設の整備に係る協議・・・・・・・・・</b>	9
	2	単身者[	句け共同住宅(寄宿舎を含む)を建築する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		(1)	管理人室の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		(2)	管理人の表示板の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
		(3)	管理規約の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
IV	注意	第事項・・		11
V	各種	重様式・・		12

### [はじめに]

枚方市では、枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づき、共同住宅等の建築について 協議などを定めています。

新たに共同住宅等を建築しようとする場合には、建築主は、周辺住民への計画の公開や説明を行い、必要な公共・公益施設を整備したり、用地を確保したりするために市長等との協議が必要となっています。

この手引きでは、条例や規則に定められている主な事柄のほか、運用上必要な手続などについて案内します。

### I 対象建築行為等について

共同住宅等の建築等に伴う協議(共同住宅等・3,000 m<sup>2</sup>以上)が必要となる行為は、次の各号の通りです。ただし、開発事業に係る手続やこれらと同等以上の手続を終えたものを除きます。

1 共同住宅及び寄宿舎を新築する行為又は用途を変更して共同住宅又は寄宿舎とする行為 (以下、これらの行為を本書において「共同住宅等の建築等」という。)

ただし、利用の実態が老人ホーム等に類する以下に掲げる建築物の場合を除きます。

- (1) 公的資金により整備される高齢者等福祉型共同住宅
- (2) 小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他 これらに類する建築物
- 2 開発事業には該当しないが 3,000 ㎡以上の土地に建築物を建築する行為 (以下、これらの行為を本書において「3,000 ㎡以上の敷地への建築等」という。) ただし、増築もしくは改築でかつ従来の敷地面積が増加しない場合で、前項の協議が行われる場合を除きます。

#### Ⅱ 手続等について

#### 1 協議書の提出

建築主は、協議を必要とする建築物を建築しようとするときは、条例第 16 条の規定による 建築行為等に伴う事前協議に先立ち、共同住宅等の建築等に伴う協議書に、次の図書を添付し て市長に提出し、協議を行ってください。

建築主は計画するにあたり枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく土地の利用に 係る基準及び公共・公益施設の整備に係る基準の規定を考慮して計画してください。

必要書類の部数は正本1部、副本1部、副本の写しを関係課に対応する部数分です。 協議期間はおおむね4週間~1ヶ月半程度です。

	提出書類	明示事項
1	共同住宅等の建築等に	1. 第一面、第二面、第三面の該当するチェックボックスに
	伴う協議書	「☑」マークを入れてください。
		2. 協議する土地の面積=協議対象面積(道路後退部分も含
		む) です。
		3. 道路後退用地は側溝も含めます。
		道路部分、側溝部分と分けて記載して下さい。
		ただし、道路、側溝共寄付する場合はまとめて記載して
		下さい。

	提出書類	明示事項
2	委任状	1. 委任を受ける者の住所及び事務所名、氏名
		2. 協議する土地の位置の地名地番
		3. 日付
		4. 委任事項
		5. 建築主、代理人ともに押印が必要です。
3	付近見取図	原則、縮尺 1/2500 の白地図(縮尺 1/2500 以上の地図でも
		可。ただし、住宅地図等個人情報の記載がある地図は不可。)
		1. 方位
		2. 道路及び目標となる地物
		3. 協議する土地の位置(区域境界線は、朱線書きすること)
4	現況図	縮尺 1/250 以上
		1. 縮尺、方位
		2. 区域線(朱書き)
		3. 地盤面の高さ(宅造区域の場合)
5	配置図	縮尺 1/250 以上
	(土地利用計画図)	1. 縮尺、方位
		2. 区域線(朱書き)
		3. 敷地面積
		4. 境界線名(道路境界線(現況道路境界線、道路後退線、
		側溝整備線、みなし境界線)、隣地境界線等記載)
		5. 敷地に接する道路の位置、形状(対側の側溝等記載)、
		道路種別、名称、幅員
		6. ゴミ置場、公園・緑地の位置及び形状
		7. 駐車場、駐輪場の位置及び台数
		8. 地盤面の高さ(宅造区域の場合)
		☆宅造区域の場合、造成計画について事前に審査指導課と
		協議しておいてください。計画によっては、宅造許可が
		必要になることがあります。
		宅地造成について、許可不要の場合は、「許可を要する造
	N. I.I. Harman	成行為なし」等記載してください。
6	敷地断面図	縮尺 1/250 以上
		1. 縦横断図
		2. 側溝形状図示
		3. 地盤面の高さ
		4. 境界線、境界線名

	提出書類	明示事項
7	各階平面図	1. 30 戸以上の単身者向け共同住宅の場合は、管理人室の
		明示(朱書きで囲むこと)
		2. 単身者向け共同住宅の場合、管理人表示板の位置表示
		(配置図または平面図に明示)
8	立面図	2 面以上
9	断面図	2 面以上
		1. 最高の高さ
		2. 軒高
10	排水施設計画平面図	縮尺 1/250 以上
		1. 排水施設の位置、種類、材料、形状 (内のり寸法、勾配)、
		水の流れ方向
		2. 放流先の名称
		3. 放流先排水路までの形状及び寸法
11	給水施設計画平面図	縮尺 1/250 以上
		1. 給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法
		2. 消火栓の位置
12	求積図	1. 協議区域全体の求積図
		2. 宅地及び公共・公益施設、公開空地の求積表
		3. 道路後退がある場合、道路部分、側溝部分の各求積表
13	地籍図(公図)	※道路後退がある場合、戸数 20 戸以上の場合、敷地 3,000
		m <sup>2</sup> 以上の場合に添付してください。
		1. 協議区域の境界線(朱書き)
		2. 里道を赤、水路を青で明示してください。
14	明示指令図	あれば添付してください。
15	土地登記事項証明書	※道路後退用地を寄付する場合は、添付してください。
	(土地登記簿謄本)	コピー可
16	公共・公益施設の一覧表	道路、側溝、ゴミ置場、緑地等
17	タイプ別住居専有面積	PS、MB 等を除く
	計算書	1. 面積算定図
		2. タイプ別面積計算書
18	平均地盤面高さ算定図	※平均地盤面高さの算定をしている場合に添付してくださ
		い。
19	その他市長が必要と認	協議を行う上で必要となる図書の提出を求めることがあり
	める図書	ます。

#### 2 計画の公開及び説明

#### (1) 標識の設置及び届出

建築主は、共同住宅等の建築に伴う協議書の届出後直ちに当該建築行為の計画の概要を周辺住民に周知するため、公衆の見やすい道路に面した場所等に、当該計画の概要を示す標識を設置してください。敷地等の形状により、1ヵ所の設置で十分に周知が図れない場合には、適宜増設してください。

また、標識の設置は、説明を行う前に設置するものとし、設置後速やかに、標識設置届出書に下記②の図書を添付して市長に提出してください。

#### ① 標識の設置

開発事業及び予定建築物の概要標識(各種様式参照)

#### ② 標識設置届出書(1部)

	提出書類	確認事項
1	標識設置届出書	設置年月日は協議書提出日以降となるように設置し
		てください。
2	標識の設置位置が	付近見取図または配置図に標識の設置位置を明記し
	分かる図面	てください。
3	標識の設置を証する写	近景写真は標識の記載内容がわかる写真、
	真 (近景・遠景)	遠景写真は標識の設置位置がわかる写真としてくだ
		さい。

#### ③ 標識の設置期間

標識の設置期間は、当該建築行為等が完了する日までとします。

#### (2) 計画の説明及び届出

建築主は計画の概要を示す標識を設置した後速やかに、周辺住民に対し、下記①の 1) から 2) までに掲げる事項について、必要に応じて参考図書等を示し、具体的かつ平易に説明を行い、どのような計画としているか理解を得るように努めてください。また、説明を行ったときは、説明結果届出書に下記②の図書を添付して市長に提出してください。

#### ① 説明事項

- 1) 計画の内容
- 2) その他建築物及び工事に伴い予想される必要な事項

#### ② 説明結果届出書(1部)

	提出書類	確認事項
1	説明結果届出書	協議の種別(共同住宅等の建築等協議、3,000 ㎡以上
		の敷地への建築等協議)
2	説明範囲図	1. 公図または付近見取図に下記の説明報告の No.
		と照合できる番号等を記入してください。
		2. 協議する土地を着色してください。
3	説明に関する関係者調	1. 自治会等の住民組織の名称、説明した相手を記入
	書一覧表	してください。
		2. 建物には建築物の階数を記入してください。
4	説明報告	1. 説明年月日は標識設置年月日以降となるように
		説明を行ってください。
		2. 同一の説明者が他の関係者への説明時間と重複
		していないことを確認してください。
		3. 関係者が留守の場合、最低でも3回訪問して、資
		料等をポスト投函してください。またその訪問日
		時を経過に記載し、後日問い合わせがあれば対応
		する旨も記載してください。

#### ③ 説明の必要な範囲

- 1) 敷地の境界線からおおむね5メートルの範囲内にある①土地の所有者、②建築物の所有者
- 2) 当該開発事業を行おうとする敷地を包含する自治会等の住民組織(連絡先は市民活動課にお問い合わせください。)

敷地を包含する自治会等の住民組織がない場合は、その旨を説明報告書に記載して下さい。

#### ※ 中高層建築物等の対象建築物等の場合

共同住宅等の建築等協議、3,000 ㎡以上の敷地への建築等協議で計画の説明を行う際に、中高層建築物等建築行為等協議で求める説明範囲に中高層建築物等建築行為等協議で求める説明事項の説明を行い、その結果を説明結果届出書に記載した場合は、中高層建築物等建築行為等の説明結果届出を改めて提出する必要はありません。

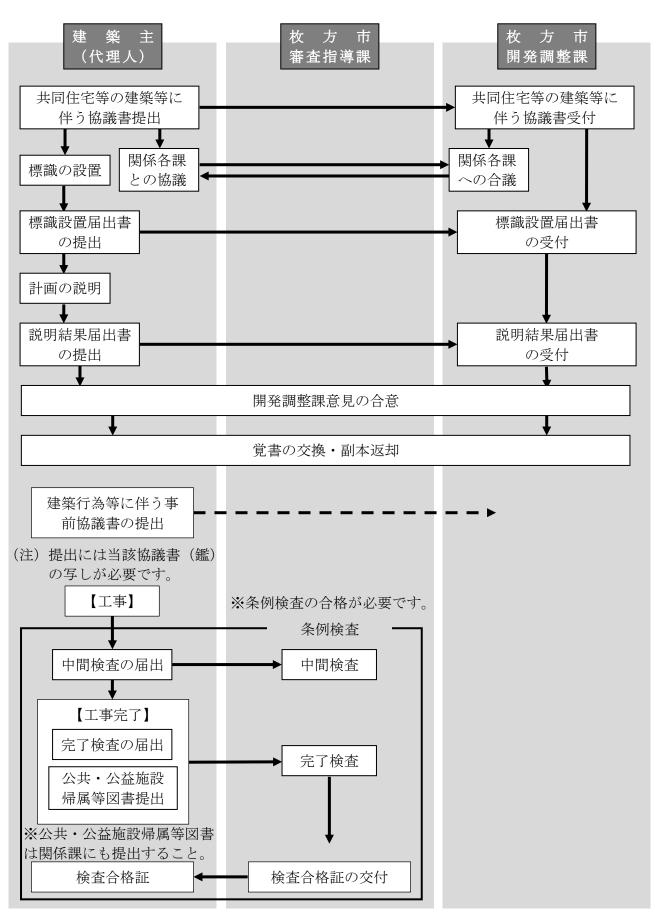
詳しくは、中高層建築物の建築に伴う協議に関する手引きを参照してください。

#### 3 覚書の交換

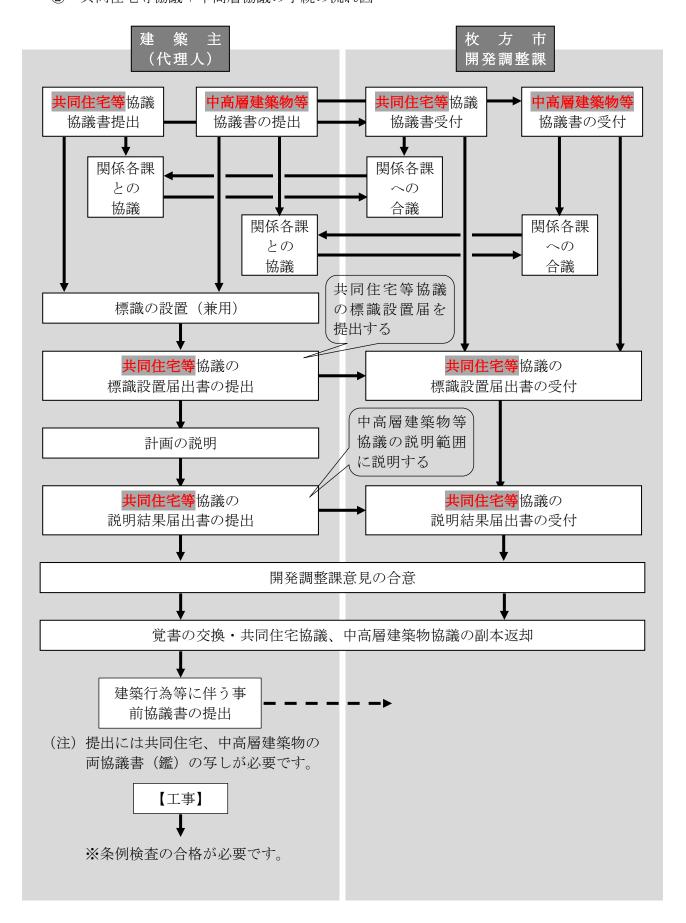
市長等及び建築主は、公共・公益施設の整備等の協議が完了し、公共・公益施設の整備がある場合は、覚書を交換します。

#### 4 手続の流れ図

① 共同住宅等の建築に伴う協議手続の流れ図



#### ② 共同住宅等協議+中高層協議の手続の流れ図



#### Ⅲ 技術基準

1 共同住宅等の建築に伴う公共・公益施設の整備に係る協議

共同住宅等の建築等又は 3,000 ㎡以上の敷地への建築等をしようとする建築主は、共同住宅等の建築等の計画を作成する場合においては、下記の内容のうち必要と認める事項及びその基準を考慮するとともに、当該建築行為等に伴い必要となる公共・公益施設を整備し、その用地等を確保するよう努めてください。また、確保された用地は寄付等の協議も併せて行ってください。

#### <土地の利用に係る基準>

①本市が定める都市計画に係る事項、②安全で安心なまちづくりに資するため、ゆとりある 居住環境と良好な都市環境を確保するための事項、③周辺環境と調和するための事項、④ 緑化に係る事項、⑤都市景観の形成に寄与する事項、⑥文化財保護に係る事項、⑦自動車・ 自転車等の駐車場の確保に係る事項、⑧がけ崩れ防止のために必要な事項

#### <公共・公益施設の整備等に係る基準>

- ①道路等、②公園及び緑地、③排水施設、④上水道施設、⑤ごみ置場等、⑥集会施設、⑦消 防施設、⑧教育施設、⑨保育所用地、⑩生活環境
- 2 単身者向け共同住宅(寄宿舎を含む)を建築する場合

単身者向け共同住宅(寄宿舎を含む)を建築しようとする建築主は、当該単身者向け共同住宅の適正な管理を行うため、次の措置を講じてください。

#### (1) 管理人室の設置

単身者向け共同住宅(寄宿舎を含む)を建築しようとする建築主は、管理人を定め、苦情等に対して速やかに対応ができるようにしてください。なお、建設計画戸数が 30 戸以上の場合は、管理人室を設置し、原則として管理人を常駐させてください。ただし、市長が適正な管理が行えると認める管理計画書等の提出がある場合には、管理人室の設置及び管理人の常駐は必要としませんが、管理事務所は設置するものとします。

① 管理人室は次に定める基準により設置するものとします。

#### 1) 位置

- (ア) 同一建築物内または同一敷地内に設置してください。建築主が同一敷地内で居住することとなる場合や管理人が近くに居住し、市長が管理上、支障がないと認める場合は、この限りではありません。
- (イ) 当該共同住宅の用途に供する主要出入口付近(主要出入口がある階に居住部分がない場合は、居住部分がある階で、かつ、主要出入口付近の地盤面に近い階の主要出入口に近い部分とすることができる。)に確保するように努めてください。

ただし、建築主が同一建築物に居住することとなる場合は、この限りではありません。

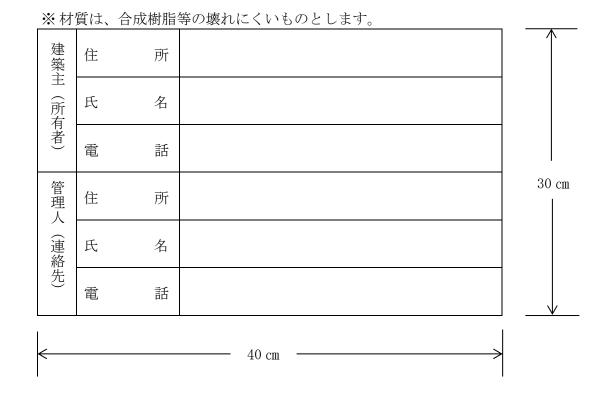
#### 2) 構造及び設備

管理人が常駐できるものにしてください。

#### (2) 管理人の表示板の設置

建築主、管理人の氏名、連絡先等を明記した表示板を当該建築物の主要出入口の見やすい 場所に設置してください。

なお、表示板は、下図の様式でお願いします。また、土地利用計画図または平面図に設置 位置を明記してください。



#### (3) 管理規約の作成

次に掲げる事項等を記載した管理規約を作成し、入居者に遵守させてください。

- ① 周辺道路等への迷惑駐車・駐輪の防止について
- ② ごみの分別、指定日、指定場所等について
- ③ 法令、管理規約等に違反した入居者に対する措置について
- ④ その他、近隣住民の生活環境を乱すような迷惑行為の防止について

#### IV 注意事項

- 1 建築主は、次のいずれかに該当する場合は、再度、市長と共同住宅等の建築に伴う協議を行ってください。
  - (1)協議が完了した後、当該計画の内容を変更しようとする場合(変更の内容が特に軽微であると市長が認める場合を除く)
  - (2)協議を開始した日から起算して1年を経過する日以後においても、当該協議が完了せず、かつ、その進展の見込みがないと市長が認める場合
  - (3)協議が完了した日から起算して1年を経過する日までに、建築行為等に伴う事前協議を行わなかった場合
- 2 建築主は、周辺住民等から苦情等が生じないように努めるとともに、生じた場合には、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

#### V 各種様式

共同住宅等の建築等に伴う協議書

委任状

開発事業及び予定建築物の概要標識

標識設置届出書

標識の設置を証する写真

説明結果届出書

説明に関する関係者調書一覧表

説明者一覧表

説明会出席者名簿

計画説明概要報告書

共同住宅等協議に伴い新たに設置される公共・公益施設の一覧表

(第1面)

# (条例第17条第1項第1号又は第2号又は第3号に該当する行為共通)

# 共同住宅等の建築等に伴う協議書

		共同任名等の	り建す	<b>農等に伴り協議書</b>		<b>-</b>		
(宛先) 枚方市長						年	月	F
/X// III X		建築主	住	所				
			氏	名				
			電	話				
		代理人	住	所				
			氏	名				
				話				
			FA					
			E-m	a11		担当:		
枚方市開 う協議を申		)手続等に関する条件	列第1	7条第1項の規定によ	り共	同住宅等の	の建築等	に伴
協議	: 種 別	」 □第2号 3,000 г	宅等 ㎡以亅	(□新築 □用途変更) この敷地への建築 道路後退 □区画変更)				
	5土地の位置 名 地 番 )	枚方市						
協議する	ら土地の面積	ide.		m²				
予定建	築物の用途	□共同住宅 □寄 □一戸建ての住宅 □その他 主要用		)				
特記	事。項	in.						
1 华珊老寺	(油袋上車3	女託に居し でいて 味	) <del>-</del>	2. 平分期			ウマ 期	
	*建築工事が !載して下さ	务所に属している時にいる。 い。	/よ、 ^	その受付欄の		协戒	完了欄	
	土地の位置	置は地名地番を記載	して、					
ださい。 3 受付年月	日欄 協議	完了日欄は、記入し	ナンレハン	(*)				
ください。	THIN THE		6					

## (条例第17条第1項第1号又は第2号又は第3号に該当する行為共通)

### 計画地の概要

1 - 1000			
前 面 道 路	□国道 □府道 □市認定道路 □市管理道路 □私道 □里道 (官民境界確定 □有 □無) 幅員 m ~ m		
用途地域	1種低層・2種低層・1種中高層・2種中高層・1種住居・2種住居 準住居・商業・近隣商業・準工業・工業・工専・市街化調整区域		
高 度 地 区	□第( )種  □無		
都市計画施設	有( 無		
公共下水道処理 区 域	□内 □外(し尿処理方法: 浄化槽 ・ 汲み取り )		
排水放流先	雨水		
	30 cm以上の盛土及び切土 □有 □無		
造成行為	高低差30 cm超えの法面(既存含む) □有 □無		
	土留め構造物(既存含む)□有 □無		
砂防区域	□内 □外		

### 道路後退の概要

後退の有無	□有	(□整備あり	り □整備なし)	□無	
後退道路用地			側溝部	道路部	隅切り部
	延 長		m	m	_
	面積		m²	m²	m²
	後退幅		m	m	_
後退用地の管理	□寄附	□自主管	<b></b>		
所有権以外の権 利 の 有 無	□有	□無			

# (第3面)

### (条例第17条第1項第1号又は第2号に該当する行為関係)

共同住	宅等の概要	1							
種	別	□新築 □月	用途変更						
計画	〕戸数等	□世帯向け □単身者向	戸 ナ 戸		の場合	は住室数)			
管理	室の有無	□有 □無							
構	造								
階	数								
高	さ	最高の高さ			m	軒の高さ			m
面	積	敷地面積			m²				
Щ	惧	延べ面積			m²	建築面積			
住居	导有面積	世帯向け 平均			m²	単身者向け			m² m² m²
非	住宅部分	用途				床面積			m²
そ	の 他								
施工、	管理関係								
設	計 耆	住所: 社名: 電話:				氏名:			
工事	施工者	住所: 社名: 電話:				氏名:			
予 5	定 工 其	年 年	月	日	$\sim$	年	月	日	
管	理	住所: 、社名: 電話:				氏名:			

# 土地利用、公共・公益施設関係

駐車場・駐輪場	駐車場:	台(うち敷地外 台)	
河工 中 勿 河工 押 勿	駐輪場:	台	
八 国 . 绉 . 44	公 園:	m 敷地面積に対する割合:	%
公園 • 緑地	緑 地:	m 敷地面積に対する割合:	%

# 委 任 状

私は、

住 所

氏 名

印を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

記

( =	委任	事	項	)
-----	----	---	---	---

協諄	する土地の位置(地名地番) 枚方市で	行う
	共同住宅等の建築等に伴う協議の手続に関する図書の作成から加除、訂正及び受理までのの の権限(17条)	一切
	中高層建築物等建築行為等協議の手続に関する図書の作成から加除、訂正及び受理までのの の権限(18条)	一切
	共同住宅等の建築等に伴う協議の取下届手続に関する図書の作成から加除、訂正及び受理 の一切の権限	まで
	中高層建築物等建築行為等協議の取下届手続に関する図書の作成から加除、訂正及び受理 の一切の権限	まで

年 月 日

建築主 住 所

氏 名

	開	発	事	業	及	び゠゙	予定	定 建	基築!	物(	のね	既	要想	票識	Ì	
									設	置年月	月日		年	月	]	日
I I	事 事	場	名 所	枚方	市											
開	発区域	の面	面積													m²
	一戸類	<b>建て</b> の 宅	D住	戸	数				戸	階	数					階
予定建				用	途				敷 地面 積			m²	建築 面積			m²
要 約		司住宅 宿舎 1の建			向け向け										戸	
	ح ۲ ا	, .	)(C 174)	階	数	地地	上 下		階 階	高	さ					m
開(	発 建 築		者 )	住所								•				
				氏名 住所					電話(		)		_			
施	工	•	者	氏名					電話(		)		_			
問	い合	わせ	: 先	住所												
				氏名					電話(		)		_			
エ	事 予:	定期	間			年		月	日	~			年	月		日
備			考													
						- <sub>90</sub> -	センラ	チメー	トル以上							<b>—</b>

#### 備考

- 1 標識の周囲は、赤色で縁どりをすること。
- 2 各項目の仕切り線は、赤色とすること。
- 3 表示する文字は黒色とし、風雨等により不鮮明にならない塗料を使用すること。
- 4 この標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない材料及び構造により作成すること。
- 5 「問い合わせ先」欄には、当該計画について十分な説明のできる者の連絡先を記入すること。
- 6 「予定建築物」欄は該当する箇所のみを記入し、該当しない箇所には斜線を記入すること。
- 7 この標識を設置する時に未確定の項目欄には「未定」と記入し、「備考」欄に確定後に記入する旨を記載すること。

### 標識設置届出書

年 月 日

(宛先) 枚方市長

開発者(建築主) 住 所

氏 名

電 話

代理人 住 所

氏 名

電 話

枚方市開発事業等の手続等に関する条例

第10条第1項

第 17 条第7項の規定により 準ずる同条例第10条第1項

の規定による標識を設置したので、同条例

第10条第2項

第 17 条第 8 項において準用 する同条例第 10 条第 2 項

の規定により届け出ます。

設	置 (地		場 地 番	所()	枚方市
設	置	箇	所	数	
設	置	年	月	日	
標譜	哉の設置	置を証	Eする:	写真	別添のとおり

- 1. 代理者が建築士事務所に属している時は、その名称も記載して下さい。
- 2. 設置場所は地名地番を記載して下さい。
- 3. 受付年月日欄は記入しないで下さい。

|--|

# 標識の設置を証する写真

11	■ ■	つお中央がまれたして存ました。
	景	記載内容が読み取れる写真としてください。
遠	景	設置場所がわかる写真としてください。

### 説明結果届出書

年	月	F
	/ 1	

(宛先)

枚方市長

開発者(建築主) 住 所

氏 名

電 話

代理人 住 所

氏 名

電 話

枚方市開発事業等の手続等に関する条例

第11条第1項

第17条第7項の規定により準ずる

第 22 条第 1 項

の規定

による計画の内容の説明を行いましたので、同条例

第11条第2項

第 17 条第 8 項において準用する

第22条第2項

の規定により届け出ます。

協議種別	
開発地(建築位置) (地名地番)	枚方市
説 明 概 要	別添のとおり
備考	

- 1. 代理者が建築士事務所に属している時は、その名称も記載して下さい。
- 2. 開発地(建築位置) は地名地番を記載して下さい。
- 3. 受付年月日欄は記入しないで下さい。

受	<i>k</i> +	午	H	П

### 説明に関する関係者調書一覧表(土地・建物)

		土		地					
番	号	町	Þ	地 番			所	有	者
		щ1	名	建物階数					
						住所			
					土地	氏名			
					7-11.11.	住所			
					建物	氏名			
						住所			
					土地	氏名			
				i		住所			
					建物	氏名			
						住所			
					土地	氏名			
				<u> </u>		住所			
					建物	氏名			
						住所			
					土地	氏名			
						住所			
					建物	氏名			
						住所			
					土地	氏名			
						住所			
					建物	氏名			
						住所			
					土地	氏名			
						住所			
					建物	氏名			
						住所			
					土地	氏名			
				<u> </u>		住所			
					建物	氏名			
			H Nr. A ha			住所			
		(	目冶会等	の住民組織	)	氏名			
		(			,				

備考

- 1. 番号を記入した説明範囲図を作成し、番号欄にその番号を記入してください。
- 2. 関係者の土地に複数の建物がある場合は、番号に枝番を表示し作成してください。
- 3. 土地地番欄には地番及び家屋番号、建物階数欄には建物階数を記入してください。
- 4. 建物が無い場合は、建物欄には斜線を引いてください。

# 説明者一覧表

番号	説明者	□建築主	□代理人	□施工者	□その他(	)
	住 所					
1	氏 名 (会社名)					
番号	説明者	□建築主	□代理人	□施工者	□その他(	)
0	住 所					
2	氏 名 (会社名)					
		L				
番号	説明者	□建築主	□代理人	□施工者	□その他(	)
3	住 所					
3	氏 名 (会社名)					
番号	説明者	□建築主	□代理人	□施工者	□その他(	)
4	住所					
4	氏 名 (会社名)					
番号	説明者	□建築主	□代理人	□施工者	□その他(	)
_	住 所					
5	氏 名 (会社名)					

# 説明会出席者名簿 (第 回分)

地区名				
NO	住	所	氏	名

備考 1. 全体説明会を開催した場合に、出席者名簿を作成してください。

2. 出席していない住民については、個別説明を行ってください。

## 計画説明概要報告書

一番 一号
-------

計画説明の概要												
説明者			□説明者 1		□説明者 2		□説明者3		□説明者4	□説明	□説明者5	
説明に関する関係者			氏	名								
ッる関係者	建	物	氏	名								
				年	月	日	AM	• PM		訪問 □説明: ト投函 □不有		)
説明	月日	時		年	月	日	AM	• PM		訪問 □説明: ト投函 □不有		)
				年	月	日	AM	• PM		訪問 □説明: ト投函 □不右		)
説明	資	料	□平i	近見取 面図 画概要			l況図 「面図 「水計」		□土地和 □断面 □日影 □(		](	)
概要	の幸	及 告	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	fを変え fのた& し特にか	と訪り郵	問したが	不在。					

備考 1. 番号欄には説明に関する関係者調書一覧表の番号を記入してください。

- 2. □欄は、該当するチェックボックスに「☑」マークを入れてください。
- 3. 説明に使用した資料については説明資料欄に資料名を記入してください。

## 計画説明概要報告書

一番 一号
-------

計画説明	月の根	既要										
説 明 者 □説明書			□説明者1	説明者1		□説明者 2		□説明者3		□説明者4		]者5
つ1		をの住民組織 織名等)										
ッる関係者	氏		名									
			年	月	目	AM	• PM			□説明会 □不在		)
説明	月日	日時	年	月	目	AM	• PM			□説明会 □不在	□郵送 □(	)
		年	月	日	AM	• PM			□説明会 □不在	□郵送 □(	)	
説明	] 資	料	□付近見取 □平面図 □計画概要 □(		□現 □立 □排 ) □(	面図	<b></b> 国図	□土地和 □断面[ □日影[ □(	図	画図(配置□(		)
概要	Ø :	報告	□説明会には □日時を変え □遠方のたる □意見特にな □質問・要望	え訪 か郵 なし	問したがオ び送。	在。						

備考 1.番号欄には説明に関する関係者調書一覧表の番号を記入してください。

- 2. □欄は、該当するチェックボックスに「☑」マークを入れてください。
- 3. 説明に使用した資料については説明資料欄に資料名を記入してください。

# 共同住宅等協議に伴い新たに設置される公共・公益施設の一覧表

公共・公益	平口.	概		要	<b>竺</b> 珊孝	用地の	供	<u></u>
施設の種類	番号	幅員寸法	延 長	面積	管理者	寄付先	備	考
		m	m	m²				
				ı				